

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
日本管財(株)	兵庫県西宮市六湛寺町9-16

2. 指名停止措置期間

平成25年6月14日 から 平成25年8月22日 10週間

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件については、日本管財(株)が、公共発注機関に対して入札参加資格確認申請書の添付書類として必要な経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書について、平成23年3月31日審査基準日の通知書を、平成24年3月31日審査基準日の通知書に改ざんしたものを提出したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、平成25年4月23日、許可行政庁(近畿地方整備局長)から営業停止処分(15日間)を受けたものである。

5. 指名停止措置理由

このことは、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所掌の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号の措置要件に該当する。

本件については、指名停止 10週間とする。

指名停止措置要領別表第2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上 9ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

- 総務部契約課長 齋藤 忠俊 (内線2511)
- 総務部経理調達課長 下園 義朗 (内線6311)
- 総務部契約課長補佐 中村 正文 (内線2512)